

居宅介護支援事業者 管理者 殿
施設サービス事業者 管理者 殿
地域密着型サービス提供事業者 管理者 殿

国富町保健介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る認定有効期間の合算について（通知）

令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡に基づき、本町の要介護認定及び要支援認定における有効期間合算の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- 1 合算の対象者
更新申請中で、有効期間満了日の14日前において認定調査が終わっておらず、認定調査の日程調整について見通しが立っていない方
※新規申請及び区分変更申請については該当しません。
- 2 合算の方法
対象者宛に、有効期間満了日までに決定通知書及び介護保険被保険者証を送付します。
- 3 合算される期間 6ヶ月
※合算された期間が満了する日の14日前においても合算対象者の要件を満たす場合は再度合算することができます。

参考：令和2年2月18日付け事務連厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（抜粋）
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。
これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。